

グループホームこすもす倶楽部 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいおい福祉会が運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホームこすもす倶楽部
- 2 所在地 相生市野瀬 1356 番地
- 3 営業日 24 時間 365 日

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
管理者は、業務の管理及び職員の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名 (常勤、兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員の員数は、日中は利用者3名に対し1名以上配置、深夜・夜間帯はユニット毎に1名以上配置する。介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、式部ユニット9名、小町ユニット9名の2ユニットの18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
 - 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第 9 条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 50,000 円／月
 - (2) 食材料費 30,000 円／月
 - (3) 光熱水費 15,000 円／月
 - (4) 共益費 10,000 円／月
 - (5) 貴重品管理費 1,000 円／月
 - (6) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費
- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日に受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者であり、介護予防認知症対応型共同生活介護は対象者を要支援 2 とする。さらに認知症の状態にあり、次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害の恐れがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合又は次の各号該当する場合、退居してもらうものとする。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい信用不信を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (3) 利用者の利用料金が支払われない場合
 - (4) 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに 2 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または 2 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合
 - 3 退居に関しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(身体的拘束等の禁止)

第 11 条 本事業者は、サービスの提供に当たり利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(秘密保持)

第 12 条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 15 条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 16 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 17 条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(外部評価)

第 18 条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる自己評価の実施、また第三者評価事業を、年に 1 回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 19 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護（要支援）被保険者に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(記録の整備)

第20条 事業者は、従事者、施設、設備構造、会計に係る記録、認知症対応型共同生活介護計画書、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る記録並びに市町村への通知に係る記録等を整備する。

2 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(地域との連携)

第21条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2回

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あいおい福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

4 事業所は職場におけるハラスメントの防止のため、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。なお職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれることに留意する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第23条 事業所は虐待の防止に努めるため以下の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための指針を設け、虐待防止検討委員会を設置する。

(2) 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。

(3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第 25 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

この改正規定は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。